



～**知って得する労働保険セミナー!**～  
**改正高年齢者雇用安定法セミナー**

基準を定めて再雇用する場合に3月31日までにしておくことと在職老齢年金の有効活用

【主催】伊丹地区労働保険事務組合協議会

日本は少子高齢化が急速に進展しており定年からの雇用継続制度も変化期を迎えております。  
 今年平成25年4月1日より改正高年齢者雇用安定法が施行され、65歳未満定年制度について見直しが必要となる事業所が出てきます。施行事後では遅かれとなる前に事業所の改正高年齢者雇用安定法への具体的な対応(就業規則等の改正など)と在職老齢年金の有効活用を分かりやすく説明していただきます。ぜひご参加ください。

- 第1部：13時30分～ ・改正高年齢者雇用安定法について  
 (平成25年4月より改正に伴う事業所の具体的な対応について)  
 第2部：14時45分～ ・個別相談

- 日 時 平成25年2月4日(月) 13時30分より
- 場 所 伊丹商工会議所 2F 多目的ホール  
 伊丹市宮ノ前2丁目2番2号 (JR・阪急伊丹駅徒歩7分)
- 定 員 30名(定員になり次第締め切ります)
- 講 師 兵庫県社会保険労務士会伊丹支部長  
 宮本社会保険労務士事務所  
 所長 宮本 敏一 氏
- 参加費 無 料
- 申込方法 下記に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込み下さい  
 (受講票はお送り致しませんのそのままお越し下さい。)
- 申 込 先 伊丹商工会議所 担当：山本 伊丹市宮ノ前2-2-2

**FAX 072-775-1223** (問合せ) 072-775-1221

.....キリトリ.....

労働保険セミナー：改正高年齢者雇用安定法 **FAX送信先 (072) 775-1223**

事業所名	参加者名(役職)	
所在地 〒		
TEL	FAX	
業種	従業員数	
個別相談会(○をご記入下さい)	希望する	希望しない

\* ご記入いただいた個人情報は当セミナーの実施運営に関する目的のみに使用いたします